

インターネットを利用した入札(以下「電子入札」という)による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行う

平成 20 年 4 月 2 日

多治見市長 古川 雅典

記

事業番号	改委第1号
事業名	送配水管実施設計業務委託
事業場所	多治見市小名田町小滝、希望ヶ丘1、3丁目地内他
工期	契約日～平成21年2月28日
事業概要	<p>送配水管実施設計業務          開削工法 450・400mm L=1,910m、開削工法 100mm L=1,665m          水管橋架設工 450mm(上部、下部工) L=25m×1橋、          道路橋添架工 100mm L=5m×5橋</p> <p>・測量業務          路線測量 L=3.0km 全体計画 踏査選点・中心線測量・KBM設置測量・縦断測量          横断測量W=30m 平面測量S=1:500          詳細測量(水路横断部) 平面測量 S=1/100 A=2,000㎡          詳細測量(県道交差点) 平面測量 S=1/100 A=1,800㎡          河川測量 平面測量 S=1/100 A=900㎡、河川横断 W=30m N=5本</p> <p>・地質調査業務          標準貫入試験 66mm×10m N=2箇所、孔内水平載荷試験 N=2回</p>
契約条項を示す場所	多治見市役所総務部財政課
競争入札に参加する者に必要な資格	<p>競争入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。</p> <p>(1) 平成20・21年度の多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という)に登録されている者で、この公告の日(以下「公告日」という)から1年前の日までのいずれの日においても多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間がないこと。なお、公告日から、入札日までに指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>(2) 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という)第6条第2項の規定により上水道・工業用水道建設コンサルタント業務の競争入札に参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条第1項の規定により岐阜県内又は愛知県内に、本社又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所等として名簿に登録されていること。</p> <p>(3) 公告日以前の過去5年間に、地方公共団体が発注した当該業務と同種の業務を請負い完了させた実績があること。この「実績」とは、契約金額500万円以上の1つの契約で測量業務・地質調査業務を含む配水管実施設計業務を行なったことをいう</p> <p>(4) 業務技術者に、技術士法第40条第1項の規定により文部科学大臣が指定した指定登録機関に上下水道部門の技術士として登録したものを1名配置できること。</p>

入札参加申請書の提出	<p>入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)を電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は押印は不要。</p> <p>なお、入札後に提出する業務実績が「競争入札に参加する者に必要な資格」の(3)の条件を満たすかどうか、参加申請書の提出前に契約書等実績のわかるものを水道課へ提示して確認を受けること。</p> <p>(1)参加申請書受付終了日時 平成20年 4月 15日(火) 午後4時</p>		
申請書、設計書及び図面等	<p>申請書及び設計書及び図面等は、次のとおり配布する。</p> <p>(1)配布期間 公告日～平成20年 4月 22日(火)まで</p> <p>(2)配布場所 多治見市ホームページアドレス <a href="http://www.city.tajimi.gifu.jp">http://www.city.tajimi.gifu.jp</a></p> <p>(3)配布方法 インターネットのホームページのみ</p>		
設計書及び図面等に関する質疑並びに当該質疑に対する回答	<p>設計書及び図面等に対する質疑がある場合は、次に掲げるところにより書面で行うことができる。なお、質疑がある場合、書面は郵送又はFAXにより提出するものとし、回答日時までに回答するものとする。</p> <p>(1)提出期限 平成20年 4月 15日(火) 午後4時必着</p> <p>(2)提出場所 多治見市役所 水道課</p> <p>TEL 0572- 22 - 1111 内線 1210</p> <p>FAX 0572- 23 - 3011</p> <p>(3)回答日時 平成20年 4月 18日(金) 午後4時までに回答する。</p>		
入札方法	電子入札		
入札書受付終了日時	平成20年 4月 22日(火) 午後 4時		
提出書類	入札書		
入札(開札)日時及び場所	平成20年 4月 23日(水) 午前 9時 00分～ 多治見市役所 総務部財政課		
落札者の決定	<p>(1)本入札においては、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該事業者を落札者として決定するので、指示のあった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)と次に掲げる書類を持参すること。</p> <p>業務実績の契約書等実績のわかるものの写し</p> <p>業務技術者の業務経歴書(任意様式)及び登録証の写し</p>		
入札保証金	免除	契約保証金	免除
前払金	無	部分払	無
契約書作成	要	議会の議決	無
最低制限価格	無	低入札価格調査制度対象物件	非該当

開札及び再度開札	(1)開札は電子入札システムにより行う (2)落札者がいない場合は、再度入札を行う
入札又は開札の中止	天災その他やむを得ない理由により 入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。
落札の無効	落札者が、特別の理由もなく落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。
談合行為に対する措置	落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に違反した場合は、当該契約した契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
その他	(1)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするから、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2)一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 (3)入札参加者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。 (4)その他この公告に記載していない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)同法施行令(昭和22年政令第16号)多治見市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領(平成16年告示第71号)多治見市電子入札運用基準及び本市の財務に関する規則等の定めるところによる。